

通所介護の「個別機能訓練加算（Ⅰ）」算定に係る機能訓練指導員の配置について

平成28年8月 三重県長寿介護課

通所介護における「個別機能訓練加算（Ⅰ）」の算定に際しては、厚生労働省の解釈通知により、常勤で、サービス提供時間を通じて専従する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を1名以上、配置することが必要とされています。

このたび本県では、上記の機能訓練指導員の配置における「常勤」及び「専従」の考え方について、次のとおり整理しましたので、以後の取扱について、ご了解をお願いします。

（１） 「常勤」 ⇒ 通所介護事業所として常勤の職員

当該通所介護事業所として、常勤職員である機能訓練指導員が配置されない日は、個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定はできません。

（２） 「専従」 ⇒ 通所介護の実施日において、機能訓練指導員に専従する職員

「運営規程」「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載される勤務形態上では、看護職員等を兼務する「常勤・兼務」の機能訓練指導員であっても、サービス提供時間を通じて、機能訓練指導員に専従した日については、個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定ができます。

ただし、当該機能訓練指導員が、個別機能訓練加算（Ⅱ）に係る機能訓練指導員として従事した日は、個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定ができませんので、ご留意ください。

※ 複数単位を実施する通所介護事業所においては、当該事業所として常勤の機能訓練指導員が、サービス提供時間を通じて同一単位に配置され、かつ、機能訓練指導員に専従した日のみ、当該単位の利用者について、個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定ができます。

【参考例①】 ⇒ 月曜～金曜の5日間すべて、常勤で、サービス提供時間を通じて、機能訓練指導員に専従する職員が配置されているため、個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定が可能です。

●機能訓練指導員A <資格：看護師 / 勤務形態：常勤・兼務>

月、火 → 機能訓練指導員 水、木、金 → 看護職員

●機能訓練指導員B <資格：准看護師 / 勤務形態：常勤・兼務>

月、火 → 看護職員 水、木、金 → 機能訓練指導員

【参考例②】 ⇒ 月曜のみ、サービス提供時間を通じて、機能訓練指導員に専従する職員が配置されていないため、個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定は不可です。

火曜～日曜の6日間は、配置されているため、算定が可能です。

なお、月曜の午後、他の常勤職員（看護師等の有資格者）を機能訓練指導員として配置しても、当該職員が、月曜の午前に他の職種に従事していた場合、月曜の算定は不可です。

●機能訓練指導員C <資格：看護師 / 勤務形態：常勤・兼務>

月、火 → （午前）機能訓練指導員・（午後）看護職員

木、金、土 → 機能訓練指導員

●機能訓練指導員D <資格：理学療法士 / 勤務形態：常勤・専従>

火、水、木、金、日 → 機能訓練指導員